

大阪市告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年5月20日

大阪市長 横山英幸

| 路線名         | 区間                                    | 供用開始の期日 |
|-------------|---------------------------------------|---------|
| 東淀川区第1868号線 | 東淀川区上新庄2丁目139番の2地から<br>同 区同 139番の2地まで | 告示の日    |

（建設局総務部管財課）